

古ジャワ金言集 Ślokāntara 訳注研究 (1)

安 藤 充

古ジャワ語文学の金言集 *Ślokāntara* の和訳を試みる。インドの古典サンスクリット文化の影響を多分に受けて成立、展開した古ジャワ文学には、サンスクリット語韻文の金言が数多く伝承されている。それらは、『マハーバーラタ』や『ラーマーヤナ』といった叙事詩、あるいは、マヌ法典などのヒンドゥー教の倫理法典類、『パンチャタントラ』のような寓意的説話集などを通して古ジャワ世界に伝わったもので、それぞれの原典の古ジャワ語翻訳・翻案の際に、一部の詩句が原文のまま残されたり、あるいは散在する金言を集成したものがジャワないしバリで編まれたりして、その写本が書き継がれ、現在に至っている。

サンスクリットに由来する古ジャワ語金言集で最も古いとされるのは、*Sārasamuccaya* で、主にサンスクリットの叙事詩『マハーバーラタ』に取材した約300の金言について、サンスクリットの原文を一つずつ示し、それに古ジャワ語の翻訳・解説を加えるという体裁になっている¹。

今回取り扱う *Ślokāntara* は、*Sārasamuccaya* ほど大部ではないが、形式は同様に、83のサンスクリット詩節を、一つずつ、時として二つまとめて提示し、それに古ジャワ語による説明を加えているという体裁である。成立年代は未だ明らかにされていないが、引用されるサンスクリット語の転訛の様相、用いられる古ジャワ語の語彙からすると、*Sārasamuccaya* よりも大きく時代は下ると推測される。これについては、本書の訳出の過程で、気づいた点を注記しながら、新しい知見が加えられればと期すところである。

今回の和訳にあたっては、唯一の校訂本である、Sharada Rani (1957) を底本とした。このテキストは、Raghu Vira 所蔵本 (バリ由来)、ライデン大学収蔵本 (LOR 5047)、旧王立バタヴィア文化科学協会 (KGB) 収蔵本 (KGB965/969) の全四写本をもとに校訂され、英訳と詳細な注記も加えられている。特にサンスクリット韻文の典拠に関しては、古典インド文献から幅広く類例を示している²。

このように優れた先駆的研究がありながらも、その後 *Ślokāntara* 自体の研究はほとんどされてきた跡はない。Sharada Rani の研究成果の上に何かを加える余地がなかった³

ということかもしれないが、この50年以上の間に、インドにおける金言集の研究も、古ジャワの語学文学研究もそれぞれ少なからず進展している。また、この間に、Ludwik Sternbach は古ジャワ金言集に収録されるサンスクリット韻文の典拠を網羅的に究明する一方、インドの金言を二十巻にまとめて出版する壮大な計画を展開し、これまで八巻、14653の金言を世に出している⁴。

本訳注研究では、Sharada Rani の先駆的研究をたどりながら、それ以降のサンスクリット・古ジャワ語金言研究や語学的研究成果を取り入れることで、引用されるサンスクリット韻文の典拠や系統の解明や、古ジャワ語解説部分の解釈の修正、古ジャワ的展開の特徴の解析など、いくつかの新たな知見を加えることができれば幸いである。さらには、インド学、東南アジア学双方の研究者諸兄に、本テキストの内容を概観していただくことで、インド側の典拠について、あるいは東南アジア世界での同類の金言集の伝播について、幅広くご教示いただければと願う次第である。

Ślokāntara

(この著作が) 恙無く進みますように。

1.

「人間の中ではバラモンが、光熱の中では太陽が、体の中では頭が、徳目の中では真実が、最上である。」⁵

解説⁶：人生における珠玉の事柄を知りたいと思う者は、この教えに耳を傾けるがよい。すなわち、バラモンほどの人間はいない。バラモンというのは、梵行を成し遂げた人のことである。(彼らには)三種ある。それは何かといえば、白梵行者、斑梵行者、黒梵行者⁷である。彼らは(総じて)バラモンと呼ばれ、(一般の)人々よりも優れている。白梵行者とは、幼少時以来、妻を娶っていない人である。性欲がないわけではなく、性的不能なわけでもない。高齢になった今なお、結婚を話題にすることは一度もない。このような梵行者が、白梵行者と呼ばれる。斑梵行者とは、一度は妻を娶るが、二度はしない人である。その女が亡くなってしまうようなことが起こっても、再婚はしない。自分が死ぬときまで、結婚のことは一切口にしない。このような梵行者が、斑梵行者と呼ばれる。黒梵行者とは、最高四回まで結婚する人である。それを超えて妻を娶ることはない。この世で誰がそのような(人の)模範であるか、(といえばそれは)四人の后を持つルドラ神である。その女神を挙げれば、ウマー、ガンガー、ガウリー、ドゥルガーである。これら女神は四姉妹である。(このルドラ神に)黒梵行者が追従しているので

ある。(というも神は)妻と交合する時と場所をよく心得ておられる。以上が、それぞれの梵行者の様相である。

光熱について言えば、太陽ほどの光熱(を放つもの)はない。太陽はこの世の光熱の最上である。

身体の全部位について言えば、頭より優れたものはない。

同様に、徳目については、真実より優れたものはない。真実はこの世の(徳目の)最上である。⁸

2.

「贈り物は、朔望日には十倍に、蝕のときには百倍に、乙女座にあるときには千倍に、世界の終わりのときには無限になる。」⁹

解説：満月および新月の日¹⁰は、善き人が布施をする(のに適した)ときである。一つの贈り物をすれば、神様¹¹が十お返しをして下さる。月蝕、日蝕の日¹²は、善き人が布施をする(のに適した)ときである。一つの贈り物をすれば、神様が百お返しをして下さる。(太陽が)乙女座にある日¹³は、善き人が布施をする(のに適した)ときである。一つの贈り物をすれば、神様が千お返しをして下さる。今この世界の終末のとき(こそ)善き人が布施を行うべきである。一つの贈り物をすれば神様からのお返しは無限である。(以上)最高の状態を得ようと欲する者は心すべきである。

3.

「バラモンでない者への贈り物は等倍、バラモンの親類への贈り物は二倍、バラモンへの贈り物は千倍、ヴェーダ通のバラモンへの贈り物は無限。」¹⁴

解説：善き人は布施をする務めがある。普通の生まれで、バラモンでもなく、バラモンの縁者でもなく、教師でもなく、苦行や誓戒を行うこともない者¹⁵に一つ布施をすると、神様からのお返しは一つである。バラモンの縁者に善き人が布施をすると、一つの布施が二つになって返る。バラモンに善き人が布施をすると、一つの布施に対し神様が千も返して下さる。ヴェーダ通のバラモンに善き人が布施をすると、一つの布施に神様が返して下さるものは限りない。ヴェーダ通のバラモンというのは、完全にヴェーダ聖典を理解しているバラモンである¹⁶。

4.

「たとえその贈り物が少しばかりであっても、信心をもってなされたものであれば、大いなる果報を得ることになる。芽生えたイチジクの種のごとく。」¹⁷

解説：善き人が布施をして、それがたとえ僅かばかりであったとしても、その贈り物が贈られた相手の心に喜びを与え、それが贈り主の心の清らかさ、つまり曇りのなさに

よるのであれば、その贈り主は比類なきほど大きな果報を得ることになる。イチジクの一つの種は、手をかけ世話をしてやれば¹⁸、やがて芽を出し、どんどん大きくなる。そして、下劣な人であれ中位の人であれ優れた人であれ、人々に求められるまま木陰を提供する。これと同様に、布施は少量であっても清らかな心をもってすれば、神からの果報は大きい。

5.

「尽きることのない贈り物をして、贈り主の怒りの気持ちが混じれば、積み上げた草が火によって灰になること必定であるごとく、灰燼に帰す。」¹⁹

解説：お布施をするとして、その賢者に対する贈り物たるや、限りないほどたくさんで、お布施の対象は全バラモンに及び、ありとあらゆる宝物が贈られるとしても、そのお布施の行為に怒りの気持ち²⁰が混じるとする。ここで怒りとは、腹立たしい思いが手に負えないほどになり、激昂し、気分を害し、猛り狂うことである²¹。(そのような気持ちで) 布施をするときには眉をひそめる(顔付きになる)。このような布施は福德にはならないと言われる。なぜならば、(自ら)贈った宝物に未練を頂いているからである。その言いぐさたるや「ああ、この宝物(のお返し)はしばらくは私のもとに戻ってはこない」と。このような布施は、破滅の布施²²と呼ばれる。このような布施をしても名声は得られない。

これに相当するような布施とはどのようなものか(たとえば)、山と積まれた干し草に螢の光ほどの火²³が落ちるようなものである。ついにはその干し草の山は燃えて、すっかり灰と化してしまう。同様に、山と積まれた布施も、螢の光ほどの激昂により台無しになる。

要するに、怒りの心²⁴が混じれば、布施は無に帰す。それゆえ、福德ある布施をしようと思うならば、悪意²⁵が心に混ざらないようにしなければならない。

6.

「百の井戸よりも一つの池の方が勝る。百の池よりも一度の供儀の方が勝る。百の供儀よりも一人の息子の方が勝る。百人の息子よりも誠実の方が勝る。」²⁶

解説：百個の井戸を掘る人がいるが、それは池を一つ造る人の行為に敵わない。池を造る人の方が優れている。百の池をつくる人がいるが、その結果は、供儀を一度行う人には敵わない。供儀を行う人の方がはるかに優れている。供儀を百回行う人がいるが、その結果は、出来の良い息子を一人だけ授かった人には敵わない。言わんとするところは、息子を授かるという果報のほうがより優れているということである。さらに、百人の息子を得ても、それは誠実には敵わない。要するに、誠実な人の果報のほうが優れているということである。それゆえ、善き人たるや、警戒に対して不誠実であってならな

いし、発言に対してもそうである。その行動に対しても同様である²⁷。

7.

「誠実より優れた美德はない。虚偽よりひどい罪悪はない。三界に美德をあらしめるべく、誠実を損なってはならない。」²⁸

解説：誠実に勝る美德はない。ゆえに人間の誠実さを失ってはならない。

8.

「動物に対する罪悪は十倍、人に対しては百倍、王に対しては一万倍、師匠や神に対しては無限。」²⁹

解説：動物に対して不誠実な³⁰人の罪は十年、人間に対して不誠実な人の罪は百年、王に対して不誠実な人の罪は一万年、師匠に不誠実な人、神々に不誠実な人の罪は無限(の罰に当たる)。このように聖典は述べる³¹。

9.

「若さも美貌も常ならず。山なす財も常ならず。愛しき人との交わりも常ならず。さらばこそ、徳行をなすべし。」³²

解説：若さや美貌はもともと長続きはしない。山ほどの財宝も長くはもたない。さらに、妻と寝食を共にする³³ことも永続はしない。それゆえ、徳ある行為のみをおこなうべきである。生きとし生けるものを傷つけてはならない³⁴。罪過を負うことがないように、法典と呼ばれるものの全容について師に教えを請うがよい。これが人生の道筋である。

10.

「財は家で止まる。朋友や親類は墓地で止まる。善行であれ悪行であれ、(生前の行為は)影のごとく付きまとう。」³⁵

解説：金や銀や宝石などの装飾など、あらゆる財宝も、死んでしまえば付いては来ない。結局は家に残り、子や孫や曾孫に掠め取られる。その子や孫や(ほかの)子孫の心が邪悪であれば、争いがおこる。殺したり殺されたりということすらあり得る。

子や親戚筋が付き従うのは墓場までである。墓場とは屍体を安置する場所である³⁶。死の際に付いてくるのは善行と悪行だけである。命の終わるときにも付いてくるのである。(生前の)行為が悪であれば地獄に落ちる。(生前の)行為が善であれば天界に赴く。魂が赴く先に(行為が)伴っていくのである。魂が再生するとき、(生前の行為の)善悪がついていく。それは寝ずの番のとき³⁷と呼ばれる。それゆえ、その教えをよく知る方に尋ねるがよい。だからこそ、師の教えと呼ばれるものがあるのである³⁸。このよう

に聖典は説いている。地獄から救い出し、しかるべく再生する(ことを教えるのである。)

11-12.

「子無し、不能、玉無し、軟弱、おとこ女、脱腸、こぶ、腫れ、啞、リウマチ、失禁、兔唇、聾。」

「癩癩、気狂い、癩、病い腹、片輪、びっこ、背曲がり、盲、隻眼、侏儒、粘液質、斜視。」³⁹

解説：子無しとは子供がいないこと。不能とは性的不能であること⁴⁰。玉無しとは去勢者のこと。おとこ女は女であって女でない人のこと⁴¹。脱腸とは脱腸に苦しむ人⁴²。こぶとは体に瘤のある人。腫れとは四肢に浮腫を患う人。啞とは言葉が話せない人。リウマチとはリウマチを患う人⁴³。失禁とは漏らしてしまう人。兔唇とは唇が裂けている人。聾とは耳が聴こえない人。癩癩とは癩癩を患う人。気狂いとは精神の病いの人。癩とはハンセン病の人。病い腹とは腹の中のあらゆる病気を患う人⁴⁴。片輪とは(身体に)機能不全をもつ人⁴⁵。びっことは足が不自由な人。背曲がりとは背骨が曲がった人。盲とは(両方の)眼が見えない人。隻眼とは片眼が見える人。侏儒とは体が小さい人で、腕もきわめて短い。粘液質とは鼻汁をたらし、生まれつき嗅覚がない人。斜視とは不潔のためにあらゆる類いの眼病を患い、生まれつきやぶにらみの人⁴⁶。

これらはすべて、地獄を経巡った人の特徴である。悪業が尽きるとヤマ神の領域である地獄から解放されるが、結局、中間の世界⁴⁷に落とされるだけである。

だからこそ、悪に関わる思念は一切捨て去らねばならない。なぜならそれが(この世の)人生の苦をもたらすからである。ヤマ神による罰に苦しめられるからである。

さらに、邪悪な心に流される人が従うべき教えはこうである。同等の人々に危害を加えたり、ましてや師匠に害を与えるなど、してはならぬことである。たとえ神であっても、その心が邪悪であったり、怠惰でヨーガをおろそかにしていれば、悪(業)となる。

13-14.

「神々の地獄は人間である。人間の地獄は家畜である。家畜の地獄は野獣である。野獣の地獄は鳥である。鳥の地獄は蠍である。蠍の地獄は蛇である。蛇の地獄は毒虫である。毒虫の地獄は...」⁴⁸

解説：心が邪悪なものにおされるようなことになれば、それは漂泊の生⁴⁹と呼ばれる。あたかも魚が水の力におされて、生来的に水下に棲息し、果報として天界に至ることは困難で、人間界に再生することも難しく、明らかに(生まれ変わって)上昇していくことはあり得ないように。

邪悪な神は人間に生まれる。心が邪悪な人間は家畜になる。心が邪悪な家畜は(より)下等な動物、山犬や猪になる。下等な動物が同類の生物に対して凶暴であったりすれば、

野獣になる。心が邪悪な野獣は鳥や魚になる。どちらも卵から生まれるものだからである。

鳥や魚が同類に対して邪悪な心をもつならば、蛇になる。蛇が癡猛な殺し屋、きわめて残忍な性質であれば、最強の凶暴者に生まれ変わる。そして同類を食い殺すようなことがあれば、毒をもつ生物となる。毒をもつ生物が同類を殺すようなことがあれば、カーラクター毒⁵⁰として生まれる。これは最底辺に生まれるということである。そこに転生してはいけないと教えられるところである。地獄の釜の底⁵¹と呼ばれている。

しかしながら、その(毒の)唯一の使い途は、戦いの最中に身を守ることである。存理由は、兵士らにのみあり、他方、バラモンや、シワ教と仏教の僧官⁵²、学識を駆使するすべての人々にとって、それは近づくのも、ましてや触ることなど、ふさわしくない。たとえ興味本位に目をやることすら不適切である。というのも、地獄の釜の底と称するものを待ち望むことになるからである。

このように聖典は説き示す。それ以上のことは気に留めることはない。

15.

「不殺生、梵行、清浄、少食、不偷盗。この五つは、ルドラ神によって明かされた制戒である。」⁵³

解説：バラモン、シヴァ教と仏教の僧官は常に抑制をもって行動するようにしなければならない。不殺生とは、殺してはならないということである。ひたすら苦行と誓戒⁵⁴を守らなければならない。

梵行者の苦行は先に説いた通りである。(梵行者には)三種ある。白梵行者、斑梵行者、黒梵行者である⁵⁵。白梵行者は自分の妻や子に対してきついことを言う⁵⁶ことができる。(それは)妻子の心が間違った方に行かないようにである。なぜならば、子供や女性には声をきつくしないと、気持ちが悪らついてしまうからである。(心が)真っ直ぐな女性は(一人も)いない。(女性の)心はねじれている。だから(男は)(怒りで)眼を赤くし、声も(きつくするが)、それは、彼女らの心を真っ直ぐにし、誠実にしてやるためである。これが家住まいの者の生き方である。行為を伴わない真剣さは禁物である。しかし、他人に対して(きつく言うの)はしてはならない。たとえ師匠が正しいと認めても、(相手に)屈服することになる。ましてや師匠が正しいと認めない場合は言うまでもない。きつきと抗うのはさらによくないことである。(梵行については)このようなことである。

清浄とは、毎朝沐浴し身体をきれいにすることである。太陽神への礼拝をし、諸神に供物を捧げ、経文を唱え、火をたく⁵⁷。

少食とは、食事が軽いことである。世間で不浄とされるものは一切口にしない。しかし、もし清浄の制戒を守る者が不浄とされているものを食べるようなことがあれば、そ

のひとは、バラモンとも、シワ教徒とも、仏教徒とも呼ばれず、卑しい奴と呼ばれるようになる。それは罪人であり、畢竟、地獄に墮ちるのは必定である⁵⁸。

不偷盗とは、他人の栽培する植物を盗まないことである⁵⁹。他人の財産を盗まないことである。他人に悪意を持たないことである。動物に対してもそうしてはならない。他の人々に悪人だと思われている人であっても、心の中ですら怖がってはいけない。常に清浄であるよう心していなければならない。

これらが制戒⁶⁰と呼ばれる。いにしえの学匠が語られたことである。(もともとは)ルドラ神の教えが聖典に残されたものである。聖典シワ派⁶¹の誓いを守る者らへの果報は実に大きい。

16.

「本務を旨とし、慢心と怒りを制御し、学識豊かで、他人に苦を与えず、自らの妻に満足し、他人の女を避ける人、その人にはこの世で畏れるものは何もない。」⁶²

解説：苦行者や聖典シワ派の僧官の行いはこうあるべきである。本務に努めよ⁶³。高潔で確固とした心持ちであれ。慢心すべからず。驕る心に克たねばならない。他人と争ってはならない。それは怒りと呼ばれる。学識に欠けるところがあってはならない。全ての経論に精通していなければならない。あらゆる聖典に対する問い、認識根拠、詩節による教え、この世の善悪に関する(知識に)難があってはいけない。同類の者に怒りを向けてはならない。優しい言葉をかけるべきである。自らの妻に満足すべきである。自らの妻とは自分自身の妻のことである。これにより、四人の妻を持てることになる⁶⁴。他人の女を避けるとは、他人の女に思いを抱いてはならないということである。こうであれば、この世に怖いものはない。他人に苦痛を与えられようとも、その責任をとらせるのは不適切である。心の痛みを感じないようにするのが上、痛みを心の中で語るのが中、感じた痛みが口から出るのが下である。もし邪悪な者と同等になれば、その人は下の下である。このように聖典は説き示す。

17.

「賢者は、長きにわたり、他者にあるいは自分に向かってくる破滅の危機がますます増えてもそれを見過ごし無視する。そうでない者はそれへの報復をおこなう。」⁶⁵

解説：賢者というのは、学匠のことである⁶⁶。そのような方は自分に苦痛を与える悪人と抗ってはならない。たとえ彼らが(自分を)殺そうと思っても、その悪に対抗などしてはならない。ただ自らの痛みを(内に)秘めるべきである。苦悩や劫末の到来を教えて説きながらも。命の消滅の時はやがてやって来る。それ(賢者の行為)が来世への階梯となるだろう。シワ神の世界に昇る道となるだろう。だからこそ、常々の正しい行いを確固たるものにしなければならない。修行者の苦行と誓戒も(しっかりおこな

うべき)である。これが、破滅の危機⁶⁷(に対する賢者のふるまい)ということである。

無視するというのは(こういうことである)。自分に危害を加えたり、殺そうとさえする悪人がいるとする。その者は必ずや、自分に対する(殺傷)行為により災厄を被ることになる。それは相手から返ってきたもので、報いと呼ばれる。痛みや不幸は(与えた)本人に戻ってくるものである。危害を加えた者への天罰⁶⁸である。

(悪人の行為を無視できる)人には、兵も財も戦車も備わる。これはまさに苦行と誓戒の威力である。そのような方に苦痛を与えようとする悪人は必ず大きな罪を背負う。

賢者はかくふるまうべきである。

18.

「大地の守護者として、権力も財力も戦車も兵士も具備し、大勢の大臣を従える王も、戦場で敵に凌駕され、自信を失えば、芯の強さも漲る力も勇敢さもなくし、人民の非難をうけて生きることになる。死んで生まれ変わるたびに、種なしの男となるだろう。」⁶⁹

解説：さて王とは、大地の守護者、権力と財力と兵力をもって大地を守る。王に付き従う大臣の数は計り知れない。(しかし)戦地に赴き敵と戦い、自分の体に襲いかかる敵の武器の一撃を怖れて、ほうほうの体で逃走するや、王の自信は崩れ、(その後は)生きていても比べようのない境遇になるだろう。あらゆる人々の非難を受けることは必至で、他方、不屈な心、勇敢さ、剛毅さ⁷⁰は消え失せたと(人々に)言われる。そして死神が彼の命をしかと捕らえる。(次に)生まれるときは性的不能な男か、男のような女⁷¹になる。このように、戦場で逃げ帰るということは、王族の生き方としては本務に悖る。してはならないことである。同様に修行者が苦行や誓戒をやめてしまうようなことがあれば、敵を怖がる王の罪と同じである。賢き王の規範と同様である。

19.

「戦いの中では獅子のごとく、女たちの中では言葉優しく、聖者の中では真理を弁える者、彼は都でも有能な働きぶりをする。」⁷²

解説：人間のなすべき行いは(次のようである)。戦いの最中であれば獅子のように勇猛な姿となり、敵への怖れなどない。女性の群れの中であれば、優しい言葉を掛けるべきである。聖者の群れの中であれば、知恵深く真理を語るべきである。このような人がいれば、その人が都を足下に置くのがふさわしい⁷³。王族や大臣の規範はこのようである。

20.

「経論に通じ、家柄に恵まれ、真理と教義に専心し、不偏不党、学識がある人は、裁判官と呼ばれる。」⁷⁴

解説：(真実を)知りたいと思う人々が裁判官⁷⁵と呼ぶにふさわしいとするのは(次のようである)。経論に通じるとは、あらゆる聖典や論書について知らないことがないことである。家柄に恵まれるとは、高貴な生まれということである。真理と教義に専心するとは、聖なる教えの真理が説くことに傾注するということである。心性として、ほかの誰かの肩を持つということはない。親戚であれ、兄弟であれ、父母であれ。悪意をもった我が子に対しても、鼻屑をすることはしない。そのようなことが不偏不党⁷⁶と言われる。そういう人は裁判官と呼ばれる。(人を正しく)裁くことができると、賢者は語る。これが僧官の規範である、と経論を知る賢者は語る。

21.

「酒、知識、富、これらは耽溺の因である。心が(それらに)溺れない人は、(大)人物とみなされる。」⁷⁷

解説：人を耽溺させる原因は三つある。それは何かというと(こうである)。酒とはヤシ酒である⁷⁸。知識とは聖教の学識である。富とは金銀の富である。これらは(人の)心に陶醉を生ぜしめる原因である。しかるに、ヤシ酒にも、教義に通じることにも、金銀の富にも浸り込むことがないような人は、秀でた人⁷⁹と呼ばれる。このような人は人民に好かれるのは明らかである。このように聖典は説き示す。

22.

「冗談、命を守るための言葉、財を守るための言葉、女性に向けられる言葉、そして結婚の際の言葉、これら五種の言葉は、偽りであっても罪とはならない。」⁸⁰

解説：虚言であっても罪をもたらしことがない(言葉)が五つある。それは何かを教えよう。人を楽しくさせる冗談、命の防御(のため)、財産の保護(のため)、妻子を守る⁸¹(ため)、そして結婚の時である。このような時には嘘も許される⁸²。

23.

「川、蔦、女の進む道は曲がっている。もし女が誠実だとしたら、蓮の花が岩に咲くだろう。」

解説：この世でまっすぐ進まないものは三つ。すなわち、川と蔦と女である。この三つは曲がって進む。もし女の心が誠実ならば、蓮が岩の上に生えるだろう⁸³。要するに岩に生えるような蓮はないということである。このように聖典は説き示す。

24.

「美貌と若さを備え、高貴な家柄に生まれても、知識が足りなければ、その人は輝かない。あたかも(美しいが)香りのないキンシュカ花のように。」⁸⁴

解説：きわめて美しい容姿に満たされ、年齢も若く、高貴な出自により（しかるべき地位が）認められる人がある。しかしすべての経論に通じていない、つまり聖典や、音声と文法全般に関する知識に欠けるならば、そのような人は公衆の中で際立たない。何になぞらえられるかと言えば、パラージャの花⁸⁵のようである。見た目には遠くからでも輝いているが、嗅いでも香りがしない。それと同じである。

25.

「健康によい蜜は、毒花から生まれる。牛乳は水牛の血と肉からつくりだされる。芳しい蓮華も泥から生じる。人間の徳の高さについて、生まれは判断の根拠とはならない。」

解説：とても体によくておいしい蜜があるが、それはイラクサの花⁸⁶からつくられる。それでもそれはとても清澄である。同じく牛乳も、水牛の血と肉からつくられるが、それでも清澄で、きわめて健康によい。蓮も同様である。泥から生じるが、それでも清澄で、きわめて香りがよい。傑出した徳をもつ人も同様である。出自でその徳を測ることはできない。このように論書は説き示す。

26.

「不死の霊薬は毒からさえも得られる。黄金は糞便から、高尚な学識は下賤なものから、珠玉の女は低い家柄からでも得られる。」⁸⁷

解説：不死の霊薬は、毒から生まれたものであっても、手に入れる価値がある。黄金は、不潔で不純な物や排泄物から生じたものであっても、手に入れる価値がある。聖典の教えは下賤な人から伝えられるとしても、受ける価値がある。同様に、玉のような女⁸⁸は、どんな出自であれ、手に入れる価値がある。

27.

「ヴァイシャ階級の者の務めは、畑を耕し、牛を飼い、穀物の保管に精を出し、商売に携わり、家をもつことである。ヴァイシャに生まれた者は田畑を守る者である。」⁸⁹

解説：ヴァイシャの者がなすべきことは（次のとおりである）。田で働き、牛を世話し、米を管理し、鋤を常に手にする。住まいのある場所は農地である。田畑を守るとは、水田を守ることである⁹⁰。これがヴァイシャの者への教えである。このように論書は説き示す。

28.

「シュードラ階級の者は、……、道具を作り、商いをし、ものの売り買いをする。商人の仕事をする。」⁹¹

解説：シュードラの者がなすべきことは（次のとおりである）。舟で旅して貿易を

し⁹²、ものの売り買いをする。財を増やすのが目的である。商人の仕事である。これがシュードラの者への教えである。このように論書は説き示す。

29.

「石灰作り、酒搾り、藍染、洗濯、瓶作り、殺人、金細工、赤染。これらが八種のチャンダーラである。」⁹³

解説：世間で八種の下等の職⁹⁴と呼ばれているのは次のとおりである。石灰作りとは、石灰を作る。酒搾りとは、ヤシ酒を作る。藍染とは、藍の染物を作る。瓶作りとは、瓶を作る。殺人とは、殺しをする。金細工とは、腕利きの金職人である。洗濯とは、衣服をたたいて洗う人。赤染とは、糸を赤く染める人。これらが八種の下等の職である。このように論書は説き示す。

30.

「自分の職務を離れ、他者の営為に寄生し、再生族を軽んじる者は、シュードラとして接するべきである。」⁹⁵

解説：家を捨て、累代の祖先の職を放棄し、他の（階級の）人のいろいろな仕事をおこなって糧を得る者がいるが、それは寄生しているということになる。同様に、たとえバラモンであれ、行者であれ、シワ教や仏教の僧侶であれ、家を捨て、家代々の職を放棄し、そこに属さないのであれば、そのような者は八種の下等の職に入れられ⁹⁶、親縁も絶たれる。なぜならすべきことが間違っているからである。要するに、生まれや家柄が清浄な者は、言葉遣いやなすべき行動を誤ってはならない。

王族も大臣らもまた、それぞれ筋の通った生き方をすべきである。彼らは世間では高貴な生まれであるが、もし道を踏み外せば、チャンダーラと呼ばれ、高貴な生まれを断絶することになる。こうした生き方は禁じられており、神の罰が下る。たとえばある人が一般人に仕えて、パティ、デムン、トゥムグン、ランガといった高位の公職⁹⁷や、土地や布を贈与されても、その厚意を受けた側が、贈り主に謝意を示さず、恩知らずなことをすれば、贈り主には怒りが生じるが、受け取った側には怒られる憶えはない（ということになってしまう）。

このように、神のなされることはよき家柄、人間の勇敢さの徳に恩寵を与える最高の主である。お恵みに恩義を感じることがないようなら、来世で必ず畜生、最低の生類に生まれることになる⁹⁸。神がそのような人間に対してお怒りになる（からである）。これは禁戒であると、聖なる教えは説き示す。

<訳注>

1. Pigeaud 1968, p.71; Sharada Rani 1957, p.5. Sārasamuccaya(SS) には Raghu Vira の校訂および訳注研究 (1962) がある。
2. これら四写本の系統として、Sharada Rani (1957, p.6) は、第24詩節までの古ジャワ語解説部分が異なる箇所、およびサンスクリット韻文と古ジャワ語解説いずれも異なる箇所からすると、2つの系統 (A/BCD) に分けられるとする。Pigeaud の写本カタログ (1968, p.71) には、同じライデン大学所蔵本 (LOr 5047) のほか、バリ・シンガラジャの Gedung Kirtya (略称 Krt) 所蔵の二写本を収録している。これらについては、校訂本で読解が困難な箇所を中心に今後の校合が待たれる。
3. 例えば Sternbach が既に1963年の論文でこう述べている: "...the excellent annotations given by Sharada Rani are very helpful: not much can be added to the work already done by her." (p.126).
4. Sternbach 1963; 1966; 1974; 1974-2007; 1979.
5. SS 136 は sarvagātra と dharma とが複数の処格でなく属格になっていること以外は同一 (Raghu Vira 1962, p. 111)。ただし現行 Mahābhārata (Mbh) には類例が見つからない。
6. kaliñanya: 「意味は」「言わんとするところは」 ("What is meant here is...", "It means that...") という意味合いで、以下でも同じようにサンスクリットの引用に続いて、古ジャワ語によるパラフレーズの冒頭に用いられる表現。
7. ここでは śukla-, śabala-, kṛṣṇa- の三種の brahmacārin に言及する。サンスクリットでは本来、brahmacārin とは禁欲を守りヴェーダの学習に専念する学生期にある上位三階級の男子を指すものだが、この古ジャワ語解説では、生涯を通じての女性との接触や婚姻経験を基準に三部類しておりユニークである。サンスクリットのテキストには典拠を見いだすことができない。Gonda (1952, pp. 276-277) は gr̥hastha- をも挙げて古ジャワには四種の brahmacārin があるとし、この Ślokāntara では、gr̥hastha- が kṛṣṇa- と śabala- に含まれる形となっている、と解している。
古ジャワ文献で同類の表現を探すと、Gonda (1952, p.276) が指摘するように Ādiparwa で Jaratkāru について描写する中で śuklabrahmacāri という表現が用いられている。ただし Gonda の指摘の箇所には単語のみで文脈が提示されていないので、Ādiparwa に直接あたってみるとテキストは次の通り (Phalgunadi 1990, p.52) :
(Jaratkāru) mahyun lupteñ sarwajanmabandhana, tātan pastrī, ya śuklabrahmachārī. (一切の生の繫縛からの解脱を望み、女と交わらない、白梵行者である。) ここでは、梵行の分類にはふれないが、śuklabrahmacārin の意味としては本テキストと一致している。
なお、サンスクリットにおける brahmacārin の分類を調べると、naiṣṭhika と upakurvāṇa の二種に分類する説明が、Mitākṣarā (Yājñavalkya 法典の注釈) で言及されている (Kane vol. III, p.764)。他方、Vaikhānasadharmapraśna という倫理法典テキスト (3.1) で brahmacārin は四種としており (Kane vol.I, p.258)、そのテキスト (Sastri 1913) を繙くと次の通りである: brahmacāriṇaḥ caturvidhāḥ - gāyatro brāhmaṇaḥ prajāpatyo naiṣṭhika iti. これに続いて、gāyatra ほか4つについて説明をしているが、いずれにしても、これら二種ないしは四種の分類は、上述の古ジャワ解説が引く三分類とは相容れない。
8. SS136 では、梵行への言及は一切なく、人間=バラモン、熱=太陽、体 (の構成要素) =頭、徳目=真実が優越、最高 (lēwih, wiśeṣa)、と単純にサンスクリット原文を古ジャワ語に訳すだけである (Raghu Vira 1962, p. 111)。
9. 表現はかなり異なるが同類のサンスクリット金言が SS 189 にある: ayañeṣu yad dattam

śaḍasṭimukheṣu ca / candrasūryoparāge ca viṣuve ca tadakṣayam //. サンスクリット法典類で物の贈答・布施に適した時期に言及している内容については、Kane (vo. II, pt. 2), pp.851-854 参照。

10. サンスクリット韻文では単に tithi- と表現しているところを、古ジャワ語解説では pūrṇama (満月) と tilēm (新月) という的確な解釈を示していることが注目される。
11. 解説では褒美をもたらす主体を de bhaṭāra と明示している。
12. サンスクリット韻文で grahaṇa とするのを、解説では candragrahaṇa と sūryagrahaṇa とで受けている。
13. Sharada Rani は kanyāgata に関して "when the moon stands in the Virgo..." と、月が乙女座にあるときと訳しているが、ここで言及される布施が祖霊祭を念頭において Bhādrapada 月の新月の日 Mahālaya Amāvāsyā を意識しているとすれば、太陽が乙女座にあると解釈するほうが妥当だろう。例えば、Visuvalingam 1989, p. 187 : "... the most potent Mahālaya-Śrāddha is performed for the departed ancestors (pitṛ), particularly when the Sun is in Kanyā (Virgo)".
14. いくつかの法典類に、言い回しは異なるがほぼ同じ内容の詩句がある。
Cf. Manusmṛti 7.85: samam abrahmaṇe dānaṃ dviguṇaṃ brāhmaṇabruve / prādhīte śatasāhasram anantaṃ vedapārāge //; Gautamadharmasāstra 5.20: samadviguṇasāhasrānantyāni phalāny / abrahmaṇabrāhmaṇasrotriyavedapārāgebhyah //。
マヌ法典では、非バラモン等倍、名ばかりのバラモン2倍、学識バラモン10万倍、ヴェーダ通無限倍とし、ガウタマ法典では、非バラモン等倍、バラモン2倍、学識者千倍、ヴェーダ通無限倍としている。いずれにおいても、非バラモンが等倍、ヴェーダ通が無限倍という点は共通している。
15. 解説では、韻文中の abrahmaṇa を sāmānyajanma ("of common birth") という語で示し、さらに、〜でないという表現を重ねて説明する。一見したところ、韻文冒頭の samam abrahmaṇe の解釈を誤って sāmānyajanma という古ジャワ訳につながったとも推察されるが、ただし、等倍 (sama) の解釈は ikaṅ tuṅgal mulih tuṅgal de bhaṭāra と正しくパラフレーズしている。Sharada Rani が指摘するように、原著者のサンスクリット解釈は的確であったが、写本伝承過程で現在 sāmānyajanma とされている箇所になんらかの変容が生じたものとみられる。
16. サンスクリット韻文中の vedaparāga は、注14でも示した通り、複数の法典類でも共通する表現である。解説では、いったんそのままの語を用いたのち、"wruh riṅ wedaśāstra paripūrṇa" と古ジャワ語で言い換えている。
17. 表現は異なるが、贈り物をする適切な場所・時・相手・量・態度の価値について、SS 187 が言及する : deśakālāgamakṣetradravayadātṛmanoguṇāḥ / sukṛtasyāpi dānasya phalātīsayahetavaḥ //。
18. inupādita はここでは辞書 (Zoetmulder 1982、以後 OJED) が掲げる "(pf) to care for, look after, treat well?" という解釈が文脈に合うが、この語が本来 Sanskrit の upādhi からの派生語だとすれば、ここでの語形も意味もかなり変則的ともいえる。OJED が "Could it be from Skt utpādita, produced, effected; generated, born?" と付記するのはもつともである。
19. サンスクリット法典類で言及される無益な布施については、Kane (vol.II, pt.2), p.887 参照。
20. テキストでは buddhiroṣa としているが、buddhi roṣa と区切り、後分が前分にかかる古ジャワの熟語 ("怒りの心"、ここでは buddhi は ambēk ほどの意味か) としておく。
21. まず roṣa と表現した感情を、gēlēn, amaṅkēl, sērēnēn, aṅrēs, asēnit, agalak と多様な表現を駆使して言い重ねているのが特徴的である。
22. テキストは dāna-bhagna とハイフンで結んでいるが、注20の例と同様、区切ったほうが古ジャワ語的に適切である。OJED の引用例 (bhagna の項) もそのようにしている。

23. apuy sakukunañ: OJED の解釈 "fire as small as a fire-fly" に従う。
24. テキストは buddhikrodha で、先述の roṣa を krodha と言い換えている。注20及び22の指摘同様、buddhi krodha と区切る。
25. 上で述べてきた「怒り」をあらわす語彙ではなく、悪意全般に通じる hala をここで用いていることに注目。
26. 本テキストでは kūpa < saras < yajña < putra < satya という順で、それぞれ百倍優れるとしているが、サンスクリットの文献では Mbh に、用語が一部異なるものの、瓶・池・供儀・息子・誠実という序列で同一内容の金言が含まれている。Cf. Mbh 1.69.21: varam kūpaśatād vāpī varam vāpīśatāt kratuḥ / varam kratuśatāt putraḥ satyaṃ putraśatād varam //。古ジャワ文献では Nitiśāstra (NS) に古ジャワ語韻文での類例がある。Cf. NS 9.4: yaśa kīrti karmakēna denta tan ēlēm-ēlēmeka śīghranēn / gawayēn tikañ talaga tuñgal amaḍa magawe sumur satus / magawe 'ki tālaga satus wilañika paḍa pinra sakrama / mapaḍeki labhaniñ aputra sawiji guṇamanta sādhana //。
27. 解説部分では、韻文中の satyam を古ジャワ語的に抽象名詞化した kasatyan とまず受け、さらに brata・wacana・ulaha に対して「不誠実であってはならない」(haywa tan satya) という表現でパラフレーズしている。身口意の三業における satya というインド的な解釈を古ジャワ語解説者が正しく踏襲していることが伺える。
28. 注26で指摘した前句のパラレル箇所から3つ後(プーナ校訂版)に本句前半との相応箇所がある。Cf. Mbh 1.69.24: nāsti satyāt paro dharmo na satyād vidyate param / na hi tīvrataram kiṃ cid anṛtād iha vidyate //。これよりもさらに本テキストの表現に近い詩句が法典類に見つかる。Cf. Nāradasmṛti 1.206: nāsti satyāt paro dharmo nānṛtāt pātakaṃ param / sāksīdharme viśeṣeṇa satyam eva vadet tataḥ //。前半は完全に本テキストと一致する。
29. NS 6.3は古ジャワ語韻文だが内容的には一致する: mṛṣa kita riñ tiryak daśa ni warṣa pāpa linakonta kājar iñ aji / sama-sama mānuṣeka śata warṣa lawas iñ kapātaka kita / guru liniñok-liñok tan ana hinañ niñ tahun ananta-pāpa katēmu //。
 サンスクリット法典類では、家畜5倍、牛10倍、馬100倍、人1000倍と細かい。Cf. Manu 8.98: pañca paśv anṛte hanti daśa hanti gavānṛte / śatam aśvānṛte hanti sahasraṃ puruṣānṛte //。これは Baudhāyanadharmasūtra 1.10.19.12等でも同様。
30. テキストのサンスクリット韻文で pāpam とするのを、解説では mañdwadwa という動詞で表現している。OJED の "to be dishonest (towards), to treat deceitfully)" をふまえて訳したが、Sharada Rani はもっと踏み込んで "...speaks a lie to..." と英訳する。いずれにしても「正直でない」という意味がこの古ジャワ語動詞の基礎にあるが、これは、前注で示したサンスクリット法典類がもつ anṛta という語に最も近い。とすれば、古ジャワ解説者は、その法典類を含む形のサンスクリット原文にも通じていたことが推察される。
31. liñ sañ hyañ aji としてなんらかの聖典伝承にもとづいた解説であることを示唆するが、具体的に何を指すかは不明。
32. 前半部分は多くのサンスクリット文献に一致する詩句が含まれるのは Sharada Rani が指摘する通りである。一例を挙げれば、Mbh 3.2.45cd: anityaṃ yauvanaṃ rūpaṃ jīvitam dravyasaṃcayaḥ. Mbh 12.317.14ab もこれと同一である。また後半部分については、Haribhadra による Śāstravartasamuccaya (HSvs) という文献に同一表現をもつ詩句がある。Cf. HSvs 1.1.12a: anityaḥ priyasaṃyoga. 古ジャワ文献では、SS に前半が同一で後半は異なる詩句がある。Cf. SS 390: anityaṃ yauvanaṃ rūpaṃ jīvitam dravyasañcayaḥ / ārogyaṃ priyasaṃvāso gr̥dhhyebyo na sa pañḍitaḥ //。Cf. also NS 3.3: anitya tikanāñ hurip nwam i wayah kasugihan atilar ndatan sthiti / ikāñ

- surata saṅgameka kadi laṅgēn apuhara wiyoga tan lanā / adharmā aklawan sudharma guṇa mūḍa wēdi-wēdi kaśūran uttama / sadārdha hana niṅ śārīra tumuwuh tēka ni pati manūṅ ndatan hilaṅ.
33. サンスクリット韻文の priyasamyoga という性的な意味合いをもつ表現を、古ジャワ語解説では amañan atrū lawan labinya と生活レベルでの言い回しで受けている。
34. añalah-alaha は alah からの派生ではなく、hala ("evil, harm") の他動詞形 ("to harm, damage, injure") (ここでは tan を伴い否定命令) と解釈しておく。
35. Mahāsubhāṣitasamgraha (MSS) にほぼ同一の詩句がある。Cf. MSS 2958: arthā gr̥he nivartante śmaśāne caiva bāndhavāḥ / sukṛtaṃ duṣkṛtaṃ cāpi gacchantam anugacchati // (Sternbach 1974). これは Indische Sprüche (IS) (Böttlingk 1966) 所収の金言 No.600 と同一である。古ジャワ文献では、言い回しの異なる部分的類例が SS にある。Cf. SS 38: ā dhūmāgrān nirvantante jātayaḥ saḥ bāndhavāḥ / yena taiḥ saḥ gantavyaṃ tat karma sukṛtaṃ kuru. 古ジャワ語韻文では NS 3.2 が相応している: surud nikanān artha riṅ gr̥ha hilaṅnya tan ana winamwanya yan pējah / ikañ mamiḍara swa-wandhu surud iṅ pamasaran umulih paḍānaṅgis / yawe hala hajēn manuntun aṅgiriṅ manuduhakēn ulah tēkēn tēkan / kalīna nika riṅ dadi wwañ i sēḍēn hurip anulaha dharma sādhana //.
36. サンスクリット韻文の śmaśāna を一旦そのまま同じ語で受けたのち、古ジャワ語で意味を説明している。
37. patañyan は taniṅ ("being awake") の派生形で、OJED にしたがって "time of staying awake" の意味にとる。ここでは死者が出たときに生前の行為の善悪で死後の行き先が決まるのを通夜の中でしかと看取り、あわせて、それに関する教えをしかるべき賢者から学ぶことの重要性を説いていると見られる。
38. 前節の古ジャワ解説末尾で「師に教えを請うべき」と言及したことに関連付けた解説と思われる。
39. サンスクリット韻文中のいくつかの語彙は Monier-Williams (MW) のサンスクリット辞典に載っていないが、後続の古ジャワ解説から類推してとりあえず訳しておく。いずれも往時の因果応報の価値観を反映して病氣や身体的な不具合を端的に表現したもので、後続の古ジャワ解説で語彙説明をしていることを前提とすれば、引用された韻文では、短くて強い意味合いを持たせていたことが推察される。ここではそうした原意をそのまま訳したのであって、それ以外の意図はないことをお断りしておきたい。
40. サンスクリット akāmarasa は辞書に見当たらない熟語。これを古ジャワ語で kumin ("impotent") とする。
41. サンスクリット韻文で abala ("weak; a woman") と vadhri ("castrated") の二つで表現しているのを、解説では walawadi という一語で受けていることが注目される。この walawadi は本テキスト第18節やシヴァ教綱要書 Wṛhaspatitattwa (WrT) 33 でも用いられており、OJED では "a woman and yet not a woman" と解釈している。
42. サンスクリット kilu は MW にない。これを古ジャワ語で wēlu ("suffering from a hernia or rupture") とする。
43. サンスクリット aṅgu は MW にない。これを古ジャワ語で jinkēn ("painfully stiff, rheumatic") とする。
44. サンスクリット rogakukṣi は病と腹をそのまま熟語につなげた違和感ある表現。これを古ジャワ語では salwir iṅ wyādi wētēn (腹部内の病氣全般) と明快に説明する。
45. サンスクリット vīgantika は MW に見当たらない。これを受ける古ジャワ語 sañar も OJED では "useless, defective?" と意味が明確でない。

46. サンスクリットで *kunetra* (「眼が悪い、眼病」) とするのを古ジャワ語で踏み込んで解説している。ここまでの病気や障碍の列挙に関して、*Sharada Rani* は Kern による *Kuñjarakaṇṇa* のテキスト (1922, pp.62-63) に類例を見つけ、詳細な対照表を訳注に載せている (pp.68-71) が、*Teeuw and Robson* の版 (1981) には対応箇所が見つからない。
47. *madhyapada* という表現を用いている。
48. 第14詩節の末尾が *viṣṇām naramāraṇe* となっており、解説不能。同一詩節内の言い回しからすれば、本来、*viṣṇām narakam* ~ という形が予想されるので、何らかの音節が欠落したのか、あるいは *Sharada Rani* も指摘するように、後の解説から類推すると、*narakaṃ raṇe* という読みも不可能ではないだろう。
49. *janma keli* という表現のうち、*keli* は *ili* の受動態 ("to cause to float in, set adrift")。
50. *kālakūṭa-wiṣa* はサンスクリット文学によく知られる毒だが、古ジャワ作品でも *Rāmāyaṇa* (8.52)、*Udyogaparwa* (64.13)、*Wirāṭaparwa* (31.28) で取り上げられ、本テキストでも後に再び言及される (第34節解説)。
51. *hitip niṅ kawah* という表現は *Bhāratayuddha* でも用いられている (27.7)。
52. *bhujaṅga śaiwa sogata* と述べているが、ここで *bhujaṅga* は OJED に従い "a religious official (śaiwa or boddha)" と解釈する。
53. サンスクリット文献ではヨーガスートラが不殺生・誠実・不偷盗・梵行・無所有の五つを *yama* (制戒) としている。古ジャワ文献では、*WrT* が不殺生・梵行・誠実・離俗・不偷盗の五つを *yama* として挙げる (第60節) が、本テキストに含まれる清浄・少食は *niyama* (内制) の五つに含まれるとする。サンスクリットおよび古ジャワの文献に列挙される *yama* および *niyama* については、安藤2008, pp.62-63 参照。
54. *tapabrata* を並列複合語と解しておく。
55. 三種の梵行者については第1節の解説で言及されている。注7参照。
56. *añcupana masañēt* という表現で、*masañēt* は OJED により "vehement, harsh" と解する。
57. Cf. *WrT* 60: *śauca nāranya nitya majapa maradhina śārīra*. 本テキストは *majapa* は共通するものの、これより詳細であるし、用語自体が *śuddha* / *śauca* と異なる。
58. Cf. *WrT* 60: *āhāralāghawa nāranya ta abwat in pinaan*. こちらも本テキストの方が解説に多くの言葉をさいている。
59. *astainya nāranya tan añoloṅa tanēm-tanēman in parajana*. 不偷盗の定義の中に他人の農作物 (*tanēm-tanēman*) を盗む (*añoloṅ > coloṅ*) ことを挙げるのは、他のサンスクリットおよび古ジャワの文献には見当たらない。
60. 古ジャワ解説ではサンスクリット韻文の *yama* を *yamabrata* と言い換えている。
61. ここで *sañ gumēgō brata śaiwasiddhānta* と述べており、*Śaiwasiddhānta* の *brata* を信奉する人々に言及していることが注目される。
62. Cf. IS 5598: *yo dharmasīlo jītamānaṛṣo vidyāvīnīto na paropatāpī / svadāratuṣṭaḥ parādāvarajī na tasya loke bhayam asti kiṃcit //*. 同じ句が *Garudapurāṇa* と *Vāmanapurāṇa* にも見られる。
63. 前節同様 (注61) *Śaiwasiddhānta* への言及が見られる。サンスクリット韻文で *dharmasīla* とあり、これは訳のとおり「*dharma* (本務) を *sīla* (習慣的実践) とする (べし)」という意味だが、古ジャワ語解説では、「*dharma* を行うべし、*sīla* は *rahayu* で *pagēh* であるべし」と、別々にパラフレーズしているのが興味深い。
64. *yeka hetu nira winēnañakēna rabi papat* とあるが、他に類例を見ない説明であり、前後の文脈からも四人の妻という主張の根拠や由来が不明。

65. 冒頭が *ā cireṇa* でなく *acireṇa* で始まり、ほかは完全に同一な金言が MSS に含まれる。
Cf. MSS 354: *acireṇa parasya bhūyasīm viparītām vigaṇayya cātmanah / kṣayayuktim upekṣate kṛti kurute tatpratīkāram anyathā //*. Kirātārjunīya 2.9 もこれと同一。
66. サンスクリット韻文中の *kṛti* を *sañ paṇḍita* と解している。
67. *kṣayayukti* が古ジャワ語によるパラフレーズないまま用いられている。
68. *dewadaṇḍa* は OJED には見出し語として登録され ("punishment by the gods") 本例のみを引いている。MW には載っていない。
69. このサンスクリット韻文にはパラレルが見つからない。Sharada Rani も「意味がはっきりしない」と注記するように、文法的に解決できなかったり、意味が通らなかつたりする箇所が散在する。ここでは、解説もふまえて仮に訳しておく。
70. サンスクリット韻文中の *dhairya · vīrya · parākrama* を、それぞれ *kadhīran · kawūryan · kaśūktira* と古ジャワ語的抽象名詞で受けている。ただし最後の *kaśūktira* は語形が不確かで、OJED も疑問付きで意味も提示しないまま登録している。意味からすると *kaśūran* という読みが本来ではないかと推測される。
71. 王の敵前逃亡の報いを説くこのサンスクリット韻文で、*klība* 及び *avandhyaṃ gata* をうけた解説と推定される。ただし韻文中で *klībaṃ* という対格形は落ち着かないし、*avandhyaṃ gata* の先頭の否定辞を取って *vandhyaṃ gata* (生殖不能になる) とした方が文脈に沿う (*vandhya* は女性の生殖能力欠如を指すというので、厳密には王に対して用いるのは不適かもしれないが)。古ジャワ語解説では *klība* を *kēḍi* とし、もう一つを *walawadi* という古ジャワ特有の語で表している。これら 2 語で生殖能力を失った男性を表現するのは第 11 節でも同じ。注 41 参照。
72. NS には古ジャワ韻文でほぼ同一の内容の金言が含まれている。Cf. NS 1.4: *riñ janmādhika meta citta resep iñ sarwaprajānenaka / riñ strīmadhya manohara priya wuwustānde manah kūñ lulut / yan riñ sañ pinaṇḍita mucap tatopadeśa prihēn / yan riñ madhya nikāñ musuh mucapakēn wākśūra sinhākṛti //*.
73. *yogya panampaka nagara* という表現、このうち *panampaka* は *tampak* の派生形、OJED が示す意味のうち "to have under one's feet or hands" に準じて訳す。
74. IS 1830 に同類の金言が含まれている: *kulaśīlaguṇopetaḥ sarvadharmaparāyaṇaḥ / pravīṇaḥ prekṣādhyakṣo dharmādhyakṣo vidhīyate //*.
75. ここでは *dhyakṣa* という語を用いている。OJED は *adhyakṣa* と *dhyakṣa*、*dyakṣa* を並記して "inspector, superintendent, supervisor, guardian; highest judicial official" という意味を挙げている。解説後半では *dharmādhyakṣa* もあらわれるし、*dhyakṣa* を動詞として用いてもいる。
76. 韻文中の *apakṣapāta* が言い換えなしに使われている。
77. 耽溺の因 (*madakāraṇa*) を三つ挙げるという表現は、サンスクリットには類例が見当たらないが、古ジャワ文献では TK に類例がある。TK に引用されるサンスクリット韻文は断片的で転訛が激しいが、辛うじて本テキストの詩句との共通点がみられ、さらに、それに続く古ジャワ語解説中には明らかに三つの要因に言及している。Cf. TK 40: *sūra Sāraswatī Lakṣmī ityetramedaśakarāṇam / sahegam puruṣottama ... // ...Saraswatī yan ri kaprajñān; rāja Lakṣmī yan iñ wīrya, wibhawa, keśwaryan. ya tika tēlu magawe wērē nikiñ dadi yan mañkana*. 酒とサラスワティとラクシュミーを挙げるのは本テキストのサンスクリット韻文と同一だが、TK 刊本では後二者が大文字表記され、続く解説からすると、それぞれ知識と権威の神格として捉えられている。ともあれ、この三つが人を溺れさせる (下線強調部分) とははっきり述べている。

78. サンスクリットの *surā* を *twak* ("palmwine") で受ける、ジャワ的な解釈である。
79. サンスクリット韻文でも古ジャワ解説でも *puruṣa* と表現している。ここでは意味を汲んで、解説的に訳している。
80. 罪にならない (*apātaka*) 5つの嘘については、Mbh でも言及されている。Cf. Mbh 12.159.28: *na narmayuktaṃ vacanaṃ hinasti / na strīṣu rājan na vivāhakāle / na gurvarthe nātmano jīvitārthe / pañcāṅṛtāny āhur apātakāni //* 冗談・女性向け・結婚時・師のため・自分の命のための五つを挙げており、師のため以外の項目は本テキストと一致する。IS にも類例がある (3321) が、第三句のみ *prāṇātyaye sarvadhanāpahāre* と異っており、自分の命のため、財産のために挙げている点では、言い回しは異なるが Mbh よりも本テキストに近い。法典類が列挙する免責事項は、上述のテキストとは一部をのぞいて大きく異なる。Cf. Manu 8.112: *kāminīṣu vivāheṣu gavāṃ bhakṣye tathendhane / brāhmaṇābhyupapattau ca śapathe nāsti pātakam //* 一方、古ジャワのテキストには古ジャワ韻文ながら列挙する項目がほぼ一致する表現がみられる。Cf. NS 6.4: *lima wilañiñ mṛṣeka gawayēn taman pamuhareka pāpa wañunēn / ri sēḍēñ añutsawāthawa wiwāhakāla ri karakṣa niñ wita juga / athawa muwaha karakṣa ni hurip nanarma masiwo-siwo mṛṣa kita / lyana saka riñ limeka kawakeñ kawah kita tēkap niñ aśwalalita //* これらについては Kane (vol.III), p.353 も参照。
81. *karakṣan in anak rabi* としており、韻文中の *strīṣu* という複数処格が表す意味合いからはずれ、「への保護」という一連の叙述に引きずられる解説となっているようだ。
82. 韻文で「(これら五つの) *anṛta* は *pātaka* ではない」という言い方をしているところを、古ジャワ解説では、*wēnañ lēñok in mañkana* (このような場合は嘘 (不誠実) も許される) としている。*pātaka / apātaka* というインド法典の概念が欠落していることが注目される。
83. 女性が *satya* ではあり得ないとして、岩に咲く蓮を喩えに挙げるが、類例は見つかっていない。
84. IS 5795 は本テキストと完全に一致する。古ジャワ文献では、NS にほぼ同じ内容の金言が含まれる。Cf. NS 2.7: *hemani sañ mamukti dumadak tika tan ana guṇa / yowana rūpawān kula wiśāla tika paḍa hana / de nika tanpa śāstra tan ateja wadana makucēm / lwir sēkar in śamī murub abāñ tan ana wañin ika //*
85. サンスクリット韻文では *kiṃśuka*、古ジャワ解説では *palāsā* とするが、それぞれの辞典によれば (MW, OJED) これは同じ花 (*Butea frondosa*) を指すと思われる。なお NS2.7 (注84) が言及する *śamī* は *Prosopis spiciger* ないし *Mimosa Suma* とされ、別種である。ただし、色鮮やかながら香りはしない点は喩えの通り。
86. 韻文中の *viṣakusuma* を解説で *kēmbaṅ in lalatēñ (lalatēñ"stinging-nettle")* と解釈している。原文の「毒花」というよりは、イラクサはトゲで刺される危険が古ジャワ文献でも述べられる。例えば WfT 33: *tinuju kala ulā lalatēñ*。ここでは蠍と蛇と並べてイラクサにやられるとしている。なお蜜との関係に言及している他の例は見つかっていない。
87. IS に同類の金言がある。Cf. IS 6228: *viṣād apy amṛtaṃ grāhyaṃ bālād api subhāṣitam / amitrād api sadvṛttam amedhyād api kāñcanam //* Mn 2.239 はこれと同一。本テキストとは、毒・霊薬、排泄物・金は一致し、下賤・智慧と子供・金言は近いが、あと一つは異なる。古ジャワ文献では、伝承の状態は悪いが本テキストのサンスクリット韻文に最も近い表現をもつ句が TK に含まれている。Cf. TK 50: *wiṣād aṣy amṛta grahya amedya cāpi kañcanam / nīcād apy uttamā vidyā strīratnam duṣkulād api //* また NS には古ジャワ語韻文で内容が一致するものが含まれている。Cf. NS 3.9: *warāmṛta mawor lawan wiṣa tañ amṛta tikañ alapēñ tēkap nira / ikāñ kanaka*

len puriṣya mapulañ kanaka juga kapeta kumbahēn / gunottama waropadeśsa yadi tucca kahanan ira yogyā yan prihēn / adhasstha vētu niñ wadhūttama surūpa halēpēn ira sañ mahārāja //.

88. サンスクリット韻文でも解説の古ジャワ散文でも *strīratna* と表現。
89. 法典でのヴァイシャ階級の生き方について、法典では例えば *Manu* はこう規定する。Cf. *Manu* 1.90: *paśūnām rakṣaṇam dānam ijjādhyayanam eva ca / vaṇikpatham kusīdam ca vaiśyasya kṣiṣim eva ca* //。ここでは家畜の世話、布施、祭祀、学習、商売、金貸し、耕作を挙げる。本テキストではサンスクリット韻文では商売にも言及するが、古ジャワ解説では触れておらず、全般的に農牧業に比重を置いた叙述になっている。
90. 韻文中の *kṣetrapāla* を解説で *rumakṣa ṅ sawah* と受けている。*sawah* ("irrigated rice-field") を用いているところがジャワ的解釈である。
91. *Sharada Rani* のテキストで、冒頭の *banigranis* は読解が不可能。解説と合わせて読み取れる部分を仮に訳しておく。シュードラの本務については、*Manu* はこう規定する。Cf. *Manu* 1.91: *ekam eva tu sūdrasya prabhuḥ karma samādiśat / eteṣām eva varṇānām śūśrūṣām anasūyayā* //。つまり上位三階級への奉仕をシュードラの唯一の本務としているのだが、本テキストでは商売に重きがおかれている。これは古典インドの規定からすると、ヴァイシャの本務がシュードラに移行したような印象をうける（注89参照）。
92. *adagañ alayar* に関し、*adagañ* ("to trade") は韻文中の *krayavikraya* を受けているが、*alayar* ("to sail (trade) by ship") の方は韻文にはなく、ジャワ的に踏み込んだ説明。
93. チャンダーラのこのような規定は、サンスクリット原典には類例がない。シュードラとチャンダーラの区別、八つの職についてなど、*Sharada Rani* の注記は詳細にわたっている（1957, pp.147-157）。*Manu* ではチャンダーラの出自をシュードラ男性とバラモン女性との混血によるとする。Cf. *Manu* 10.12: *sūdrād āyogavaḥ kṣattā caṇḍalāś cādhamo nṛṇām / vaiśyarājanyaviprāsu jāyante varṇasamkarāḥ* //。
94. *aṣṭacaṇḍāla* は本節の文脈では、出目でなく職業についての差別的言及となっているので、解説部分では *OJED* の解釈 ("the eight categories of mean activities or occupations") に準じて韻文と訳し分けておく。古ジャワ文献では、*Korawāśrama* にもこの語の用例がある (*Swellengrebel* 1936, p.204 参照)。
95. *Sharada Rani* は古ジャワ文献 *Wratiśāsana* (*WrS*) に引用される第38詩節がほとんど一致することを指摘する (1957, p.160)。ただし当人が後に校訂出版した刊本 (1961) では38でなく37が当該の詩節である。Cf. *WrS* 37: *ye vyatītāḥ svakarmabhyaḥ parakarmopajīvinaḥ / dvijatvam avajānanto viprāḥ sūdravad ācāran* //。他方、サンスクリット文献での類例は探し当てられなかったようで、"A precise parallel to this stanza is not traceable" としている (1957, p.160)。この問題に新たな示唆を与えたのが *L. Sternbach* で、*Manu* 本体にはいずれの校訂版にも含まれていないものの、*Manu* 8.102 に付属する一節として *Mandlik* 校訂版に括弧付きで載っていることを明らかにした (1963, pp.126-127)。そのテキストは次の通り (*Mandlik* 1992, p.934): *gorakṣakān vāṇijikāṃs tathā kārukuśīlavān // preṣyān vārdhuṣikāṃs caiva viprān sūdravad ācāret* // [*ye 'py atītāḥ svadharmebhyaḥ parapiṇḍopajīvinaḥ / dvijatvam abhikāṃkṣanti tāṃs ca sūdrān ivācāret* //]。つまり8.102本体では、牛飼い・商人・職人・芸人・小間使い・金貸しとなっているバラモン階級の者はシュードラと同じに扱うべしとし (*渡瀬* 2013, pp.260-261)、それに本テキストとほぼ同じ節が付属するという形である。なお、*Manu* の付節と本テキストの読みの相違に関して、*abhikāṃkṣanti* (待望する) と *avajānanti* (見下す) の違いは気になるところである。古ジャワの *WrS* における類例では本テキスト同様、後者を採用している点からすれば、古

ジャワ世界では avajānā の方で伝わっているようである。

96. kinon ira miluheñ aṣṭacaṇḍāla と解説しており、強制的に aṣṭacaṇḍāla (前節の訳および注 93-94 参照) に編入されることを示している。韻文にも解説にも、本節がどの階級に対する戒めなのか言及はないが、前注 95 で述べたように、Manu 法典との連関からも、また、解説後半でクシャトリアに対してのメッセージを付随的に取り上げていることから、パラモン階級に向けた格言であると推定される。
97. patih dēmañ tumēṅguñ raṅga とあるところを Sharada Rani は "...make him a minister or high official" と訳しているが、ここに列記している職は、Nāgarakṛtāgama 10.1 が取り上げる 5 つの Majapahit の高職 (sañ pañca ri wilwatikta) の中に含まれる。その 5 つの高職とは Mapatih · Dēmuñ · Kanuruhan · Raṅga · Tumēṅguñ で、これが職位順の表記だとすれば、本テキスト解説とは最後の二つの順序が入れ違っているが、いずれにしても、それぞれがジャワ系王朝における高位の役職であることをふまえて本テキストで言及されていることは確かである。Pigeaud 1960, pp.81-86、Robson 1995, pp.31; 103、参照。
98. anugraha に対して tan rēṇa (忘恩、サンスクリットの anṛṇa と同義) な者は tiryak (畜生) か sattwa adhama (最下等の生類) に生まれるとしており、サンスクリット由来の語を用いて古典インド的な倫理観を展開しているが、解説後半では韻文の原意から大きく逸脱しているようである。

< 参考文献 >

- Bötlingk, O. von
1966 *Indische Sprüche*, 3 vols., Osnabrück (reprint).
- Dixit, K.K.
1969 *Haribhadrasūri's Śāstravartasamuccaya*, Ahmedabad.
- Hooykaas, C.
1931 *Tantri Kāmandaka*, Bandoeng.
- Kane, P.V.
1968-74 *History of Dharmasastra*, 5 vols. (8 parts), Poona (2nd Edition).
- Kern, H.
1922 De legende van Kuñjarakarna, in: Kern, H., *Verspreide Geschriften* X, pp.1-76.
- Mandlik, V.N.
1992 *Mānava-Dharma Śāstra*, New Delhi (reprint).
- Monier-Williams, M.
1982 *A Sanskrit-English Dictionary*, Oxford (reprint).
- Phalgunadi, I.G.P.
1990 *The Indonesian Mahabharata, Adiparvan, the First Book*, New Delhi.
- Pigeaud, Th.
1968 *Literature of Java*, vol.2, The Hague.
1960-63 *Java in the 14th Century*, 5 vols., The Hague.
- Poerbatjaraka, R.Ng.
1933 *Nītiśāstra, Oud-Javaansche tekst met vertaling*, Bandoeng.

Raghu Vira

1962 *Sāra-samuccaya: a classical Indonesian compendium of high ideals*, New Delhi.

Sastri, T.G. ed.

1913 *Vaikhānasadharmapraśna* of Vikhanas, Trivandrum Sanskrit Series 28,
Travancore.

Sharada Rani

1957 *Ślokāntara: an Old Javanese didactic text*, New Delhi.

1961 *Wraśāsana*, New Delhi.

Sternbach, L.

1963 Sanskrit subhāṣita saṃgraha-s in Old-Javanese and Tibetan, *Annals of the
Bhandarkar Oriental Research Institute*, Poona, vol. 43, pp.115-158.

1966 *Subhāṣita-saṃgraha-s as treasuries of Cāṇakya's sayings*, Hoshiapur.

1974 *Subhāṣita, gnomic and didactic literature*, Wiesbaden.

1974-2007 *Mahā-subhāṣita-saṃgraha : being an extensive collection of wise sayings in
Sanskrit*, vols. 1-8, Hoshiapur.

1979 *On the influence of Sanskrit gnomic literature on the gnomic literature of
Old Java and Bali*, Torino.

Sudarshana Devi

1957 *Wṛhaspati-Tattwa, an Old-Javanese Philosophical Text*, New Delhi.

Supomo, S.

1993 *Bhāratayuddha, an Old Javanese poem and its Indian sources*, New Delhi.

Swellengrebel, J.L.

1936 *Korawāśrama*, Santpoort.

Teeuw, A. and S.O. Robson

1981 *Kuñjarakarṇa Dharmakathana*, The Hague.

Visuvalingam, E-C.

1989 Bhairava's Royal Brahmanicide : The Problem of the Mahābrāhmaṇa, in Hildebeitel, A. ed.,
Criminal Gods and Demon Devotees, New York, pp.157-229.

Zoetmulder, P.J.

1982 *Old Javanese - English Dictionary*, 2 vols., 's-Gravenhage.

安藤 充

2008 『古ジャワ語世界におけるシヴァ教の受容と展開』(平成16～平成19年度
科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書)

渡瀬 信之

2013 『マヌ法典』平凡社(東洋文庫842)